

337-A地区 指名選挙委員会付則

本付則は、2024年5月13日に議決された付則を改定するとともに、337-A地区内の選挙に関する事項について定めるものである。

(立候補の要件等)

第1条 第二副地区ガバナー選挙においては全リジョンから次期のリーダーにふさわしいライオンが立候補することができる。

2 地区規則の立候補締切期日(12月25日)の25日前(11月30日)までの期間は337-A地区指名選挙委員会規則のほか下記の各号の条件の、いずれかを満たさなければならない。

- ① リジョンの推薦(立候補者を推薦するために開かれたリジョン役員及び会長会で推薦の決議を受け、RCの推薦状および議事録を添付する)
 - ② クラブ会長経験者15名の推薦(推薦人は元、前、現、副地区ガバナー・所属クラブ会長以外で、リジョンに関係なく5クラブ以上に所属する会長経験者とする)かつ所属クラブの理事会の承認を必要とする。(クラブ理事会議事録を添付)
- 3 前項の条件を満たす場合であっても、同じリジョンから2年間続けて立候補することはできない。

(期間経過後の立候補)

第2条 前条第2項に定める期間経過後は、地区ガバナー、第一副地区ガバナー、及び第二副地区ガバナーの所属するリジョン以外からリジョンの前条第2項第1号の推薦をもって立候補することができる。

(立候補推薦の依頼)、

第3条 本付則第1条及び第2条による立候補がないとき(12月26日時点)は、地区ガバナーは直近で最も第二副地区ガバナーを輩出していないリジョンに対し、立候補者の推薦を依頼する。その際、立候補者は所属クラブの理事会承認は必要とする。

(選挙運動の禁止事項)

第4条 本付則における選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させ又は投票させないために働きかける行為を言う。

2 地区指名選挙委員会規則第3条eに基づき、ガバナー及び指名選挙委員

長により立候補者の通知が行われた日より投票日の前日までを選挙運動期間とする。

- 3 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせることを目的として次の各号の行為をしてはならない。
- ① 選挙運動を選挙運動期間以外にすること
 - ② クラブ例会、ガバナー諮問委員会またはこれに準ずる会合において、名目を問わず食事実費以外の金銭（ただし、訪問先のクラブに対する1万円以内のドネーションを除く）の支払やお土産、商品等を配布すること
 - ③ 自宅または職場への戸別訪問をすること
 - ④ 金品の贈与、供応、乗物の提供その他の利益の供与、その申し込み若しくは、約束をすること
 - ⑤ 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること
 - ⑥ 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること
 - ⑦ 選挙投票日に投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること
 - ⑧ 選挙投票日に、投票以前に飲食、金品を提供すること。
 - ⑨ 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること
 - ⑩ 代議員の選挙権の行使を不当に妨げること
 - ⑪ 元、前、現、副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選挙、および地区内で行われる選挙に関し、特定の立候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること
 - ⑫ 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること
 - ⑬ その他、本付則に違反する行為を行うこと

（文書図画による運動）

第5条 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。

（違反に対する基本姿勢）

第6条 本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本付則に違反した者に対しても、直ちに処罰等を行うものではなく、まずは本人の真摯かつ自律的な対処を期待する

（違反行為に対する処置）

第7条 指名選挙委員会は、選挙運動に関して第4条、第5条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。

2 指名選挙委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえ、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。

3 指名選挙委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を公表することができる。

(適用範囲)

第8条 337-A地区内の選挙においても適用する。

(施行期日)

第9条 本付則は2025年7月30日より施行する。